

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和7年度 |
| 計画主体 | 京田辺市 |

京田辺市鳥獣被害防止計画

<連絡先>
担当部署名 京田辺市経済環境部農政課
所在地 京都府京田辺市田辺80番
電話番号 0774-64-1362
FAX番号 0774-64-1359
メールアドレス nousei@city.kyotanabe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、アライグマ、ヌートリア |
| 計画期間 | 令和8年度～令和10年度 |
| 対象地域 | 京都府京田辺市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|----------------|------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲、タケノコ、野菜類 | 被害面積 88 a |
| | | 被害額 923 千円 |
| アライグマ | すいか、とうもろこし、果物類 | 被害面積 — |
| | | 被害額 — |
| ヌートリア | 水稲、野菜類 | 被害面積 — |
| | | 被害額 — |

※京都府調査による回答

(2) 被害の傾向

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは、年中本市の西南部の山麓にある農地で被害を及ぼしている。主にタケノコや、イモ類の被害が多いが、作物にかかわらず地中のミミズを食べるため、畑や畦、法面を掘り起こす被害も発生している。また7月以降は水稲の被害が起こっている。 ・アライグマは春から秋にかけて野菜、果物被害を及ぼしているほか、住宅街でも目撃されている。 ・ヌートリアは主に水稲に被害を及ぼしている。 |
|---|

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和7年度） | 目標値（令和10年度） |
|-------|-------------|-------------|
| イノシシ | 被害面積 88 a | 被害面積 61 a |
| | 被害金額 923 千円 | 被害金額 646 千円 |
| アライグマ | 被害面積 — | 被害面積 — |
| | 被害金額 — | 被害金額 — |
| ヌートリア | 被害面積 — | 被害面積 — |
| | 被害金額 — | 被害金額 — |

※目標値は現状値から30%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは、綴喜猟友会京田辺支部に捕獲を委託している。 ・アライグマ、ヌートリアは、特定外来生物の防除実施計画により捕獲をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行の対策により捕獲成果はあるものの、依然として被害は発生している。 ・猟友会会員の高齢化により捕獲班員の確保が必要。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来、鳥獣被害防止総合対策交付金及び京田辺市野生鳥獣被害総合対策事業・中山間地域等直接支払制度を活用して設置支援を行っている。 併せて、普賢寺地域活性化補助事業を活用して防護柵の強化に対する支援を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の整備により、イノシシの出没傾向が変わるため単年での整備が困難。 ・適切に使用されておらず、効果が十分に発揮されていない。 |
| 生息環境管理その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・頻出地域において、緩衝帯の設置や放棄農作物の撤去を呼びかけている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落単位での取組には至っていない。 |

(5) 今後の取組方針

| | |
|---------------|--|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来どおり、イノシシは、綴喜猟友会京田辺支部に捕獲を委託する。 ・ICTを用いた捕獲を推進し、作業効率の向上に努める。 ・捕獲檻の見回り等について、地域の協力を得ながら進める。 ・狩猟免許の取得及び登録費用の補助等により、猟友会会員の担い手確保・育成に努める。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでの取組による防護柵の整備を推進し、被害を最小限にとどめる。 ・設置済みの防護柵を適正に使用することができるように、研修会等を実施する。 |
| 生息環境管理に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が著しい集落等で獣害対策についての研修会等を実施し、地域での意識高揚に努める。 |

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・綴喜猟友会京田辺支部に対し捕獲を委託する。 ・アライグマ・ヌートリアについては、防除実施計画により対応する。 |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|-------|--|
| 8 | イノシシ | <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許（銃・わな猟免許）の取得推進。 ・檻等について、購入後老朽化の見受けられるものは随時更新を図る。 |
| 9 | アライグマ | |
| 10 | ヌートリア | |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|--|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・過去4年間の捕獲実績により設定（捕獲計画数は捕獲実績平均から10%増） |

| 対象鳥獣 | 捕獲実績数 | | 捕獲計画数等 | | |
|-------|-------|-----------|--------|-----|------|
| | 7年度※ | 平均（過去4年間） | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
| イノシシ | 111頭 | 83頭 | 92頭 | 92頭 | 92頭 |
| アライグマ | 78頭 | 84頭 | 93頭 | 93頭 | 93頭 |
| ヌートリア | 1頭 | 1頭 | 2頭 | 2頭 | 2頭 |

※令和7年度の頭数は令和8年2月末時点

| |
|--|
| 捕獲等の取組内容 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは、檻・わなを主体に被害地での捕獲を通年にわたり実施していく。 ・アライグマ・ヌートリアについては、防除実施計画により対応する。 |

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|---------------------|
| 全域 | 平成12年度より京都府から権限委譲済み |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
| イノシシ | 新設 200m 更新及び補強 800m | 新設 200m 更新及び補強 800m | 新設 200m 更新及び補強 800m |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 8年度 | 9年度 | 10年度 |
| イノシシ | 下草刈りの実施 侵入防止柵の点検 | 下草刈りの実施 侵入防止柵の点検 | 下草刈りの実施 侵入防止柵の点検 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|-------|---|
| 8 | イノシシ | ・各地域の被害状況を分析 ・鳥獣被害対策実施隊による防護柵設置及び管理の指導 |
| 9 | アライグマ | |
| 10 | ヌートリア | |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|------------|-----------------------|
| 京都府 | 安全確保のための指導・助言 |
| 京都府警察 | 安全確保のための指導・助言・猟銃の所持許可 |
| 綴喜猟友会京田辺支部 | 対象鳥獣の駆除等 |
| 京田辺市 | 安全確保のための周辺への広報、捕獲許可 |

(2) 緊急時の連絡体制

| |
|-------------------------------|
| 京田辺市→綴喜猟友会京田辺支部→綴喜猟友会 |
| 京田辺市→京都府田辺警察署 |
| 京田辺市→京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 |

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|----------|
| 捕獲現場での埋設 |
|----------|

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|-------------------------------------|--|
| 食品 | |
| ペットフード | |
| 皮革 | |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等) | |

(2) 処理加工施設の取組

| |
|--|
| |
|--|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|--|
| |
|--|

※捕獲数が少ないことや近隣に処理加工施設がなく鮮度を保持したままの輸送が難しい等の理由から食品としての有効利用の推進は困難である。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称 | 京田辺市有害鳥獣駆除対策協議会 |
|------------------------------|--|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 京田辺市 | 事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図る 補助金を活用し、捕獲等に必要な物品の拡充を行う。 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定 |
| 京都府山城広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 | 府内及び管内の状況収集と防除技術等事業協力、指導助言。 |
| 京都やましろ農協京田辺支店 | 農作物被害情報の収集と農家への自主防除対策等の周知 |
| 綴喜猟友会京田辺支部 | 有害鳥獣駆除事業における捕獲等の事業協力。イノシシの出没状況の共有 |
| 関係地域代表者 | 有害鳥獣被害情報の提供、自主防除対策の実施 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|------------------|---------------------|
| 近畿農政局 | 鳥獣被害防止総合対策交付金（補助事業） |
| 京都府山城北農業改良普及センター | 野生鳥獣害対策の普及 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員による実施隊を設置済み。防除技術の情報提供を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

綴喜猟友会京田辺支部に依頼する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし